

# 多良間村 (避難実施要領の概要)

※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではありません。

# 多良間村の避難実施要領（案）の概要 ~全般方針~

訓練用

# 避難誘導の方法（全般の方針）

- 県の避難の方針に基づき、村は、全住民及び滞在者等について、別に定める日時から避難を開始し、県等と調整し確保した船舶及び航空機をもって、全住民が2日で島外（宮古島市）に避難し、その後、宮古島市から九州への避難を完了する。
  - 住民の負担を考慮し、移動時間が短い航空機を可能な限り活用する方針とする。船舶については、航空機での避難が困難な要配慮者及びその支援者（家族含む）、ペット同行避難者などを優先する。
  - この際、要配慮者等の避難を優先する。

# 島内の避難誘導の基本的な考え方 (右図参照)

- 住民は、一時集合場所（船舶：多良間村役場、航空機：多良間村コミュニティー施設）に集合後、県の確保した航空機及び船舶のダイヤに間に合うように港及び空港へ移動
  - 一般の避難者は、仲筋地区4集落、塩川地区4集落、水納地区1集落の集落単位で一時集合場所への集合時間を決め、住民確認等を行い、バスに乗車



## 島外輸送計画 8ページ参照

- 県等と調整し確保した船舶及び航空機の運航ダイヤに基づき、島外（宮古島市）へ避難  
航空機での避難の場合は、宮古空港で乗り換え、宮古島市と協議したうえでダイヤに沿って避難  
船舶避難の場合は、宮古島市での一時待機場所はマティダ劇場（宮古空港への誘導等は市と要協議）

- 波浪等により船舶が入港できない場合は、航空機のみでの避難を基本とする。

※多良間空港は夜間照明施設等や滑走路の関係でDHC-8の運航に限られる。

- 民間航空機での避難が難しい要配慮者などは、県と別の輸送手段を調整する。

## 島内輸送計画 9ページ参照

- 県が確保した航空機及び船舶の運航ダイヤに合わせて、一時集合場所→各港及び空港へは村で確保したバス及び1BOX車、その他福祉車両などで輸送  
※村営有償バス1台（マイクロバス18名乗）公用バス1台（18名乗）1BOX車3台

- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。村の認めた行政の支援が必要な要配慮者で、車両で一時集合場所に移動する場合は、村の別途指定する駐車場に駐車。

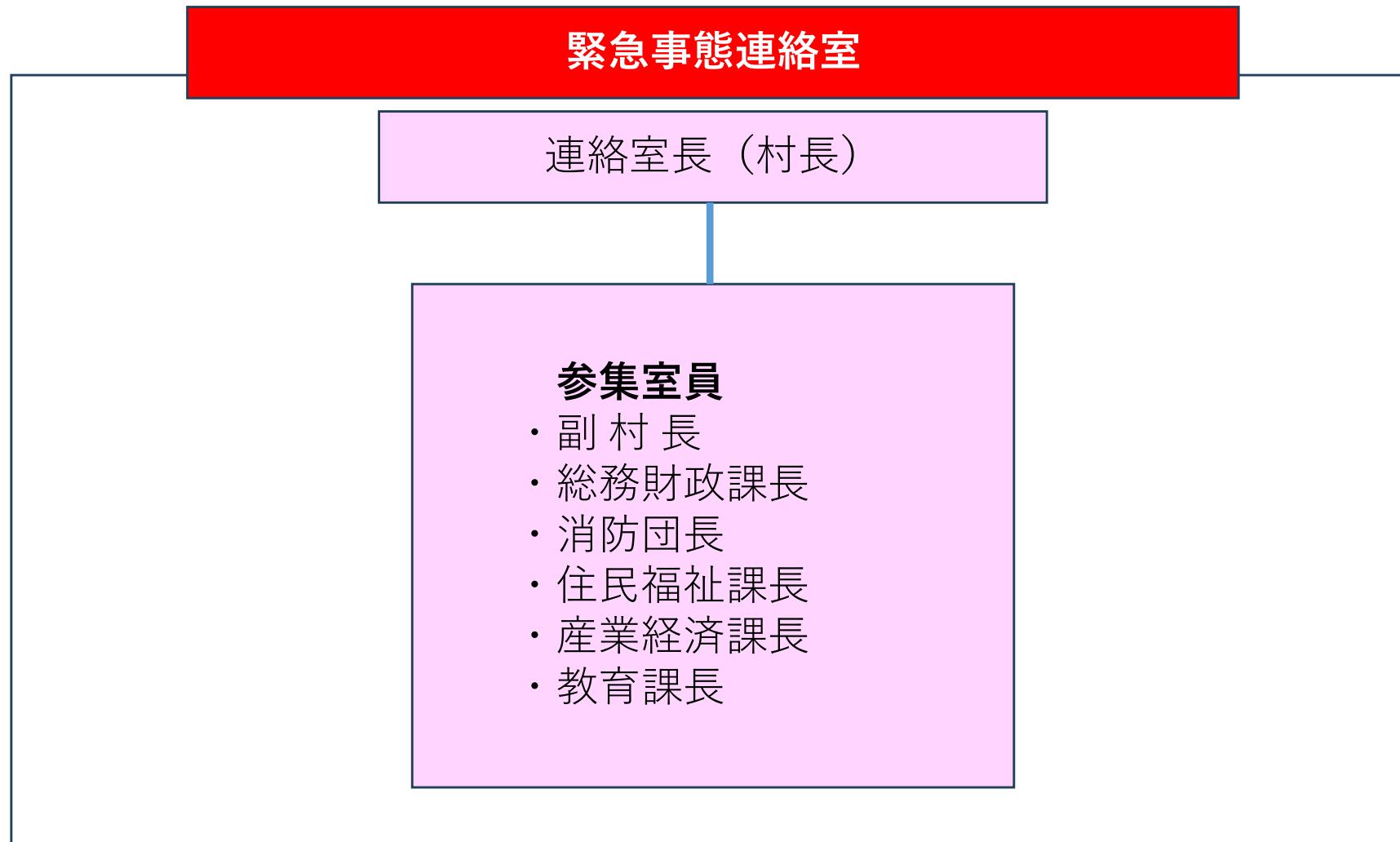
## 残留者の確認方法等

- 確認者：役場職員、消防団、警察、自治会等
- 派遣された職員等は、観光客等一時滞在者も、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。
- 避難を完了した地区は、必要に応じ警備を強化する。

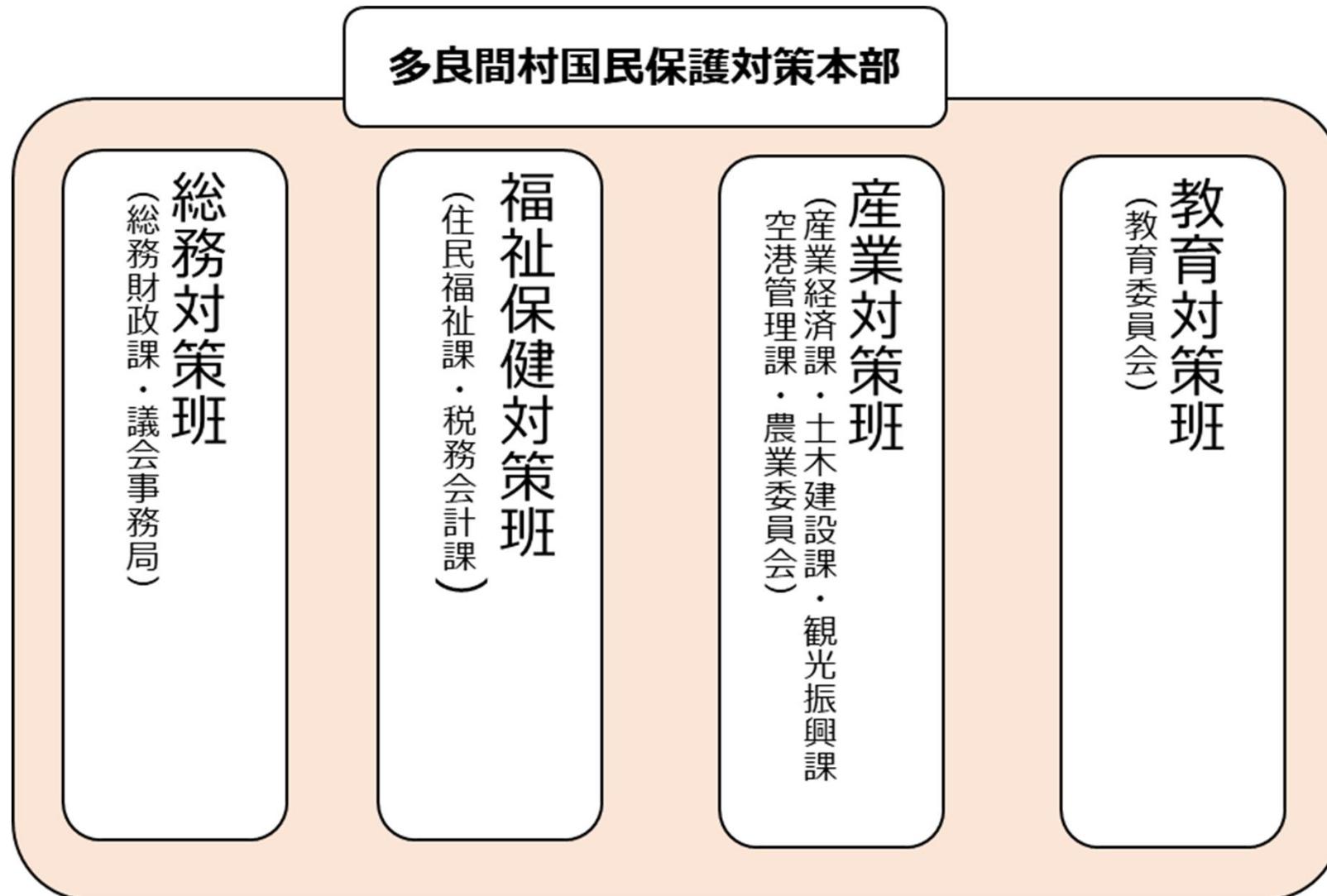
## 避難要領の通知・伝達要領

- 防災行政無線、村HP、防災メール、広報車、テレビ、ラジオ等あらゆる手段を活用し伝達する。
- 伝達系統は、地域防災計画に準ずる。

- 多良間村では、多良間村国民保護計画に基づき、緊急事態連絡室を設置
- 緊急事態連絡室は、多良間村国民保護対策本部員のうち、総務課長など事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成するが、事態の推移に応じ体制の強化又は縮小を行う。



- 多良間村では、多良間村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例及び多良間村国民保護計画において、**多良間村国民保護対策本部**の組織・運営について定めている
- 多良間村国民保護対策本部に4つの班を設置している



# 島外・島内輸送計画について (一般避難者)

# 多良間村の避難者数等の状況 (R7.11月末時点)

訓練用

多良間村 地区ごとの人口分布、世帯数等 (R7年11月末時点 出展：村世帯数調票)

	世帯	人数	行政の支援が必要な要配慮者	一時避難場所	収容人数	
塩川地区	373	707	8	多良間村役場 (船舶避難)  多良間村コミュニティー施設 (航空機避難)	270	
仲筋地区	163	307	4			
水納地区	3	4	0			
入域者	—	30	—			
計	539	1,048	12			

# 島外輸送計画の全体イメージ（多良間村）

訓練用

## 1日最大466名※の輸送力

- ▶ 多良間海運「フェリーたらまⅢ」が運航
- ▶ 宮古 - 多良間間を **1日2便**、所要約2時間
- ▶ 定員150名 → 臨時定員**233名**（条件付で車両積載スペースも搭乗可とし定員の大幅増）

※最大輸送力は今後の調整で増減する

## 1日最大550名※の輸送力

- ▶ 通常運行機の頻度贈（RACのDHC-8）
- ▶ **1日最大11便**の確保に向け調整中
- ▶ 多良間 - 宮古間約25分
- ▶ 定員50名

※最大輸送力は今後の調整で増減する

確保に向けた調整ができた場合・・・

### 1日あたりの最大輸送力

**船 + 飛行機 計1,016名※**

※最大輸送力は今後の調整で増減する

平素の4倍以上の輸送力を確保

島外輸送力



地図出典：国土地理院

○保有バス：1BOX車（計：60名）

・島内バス18名乗り2台 = 36名

・1BOX車8名乗り3台 = 24名

船舶及び航空機の出航時刻に合わせバスを運行

### 〈地区別人口〉 R7年11月末時点

塩川地区	373世帯	707名
仲筋地区	163世帯	307名
水納地区	3世帯	4名
計	<b>539世帯</b>	<b>1,018名</b>

### 〈輸送力確保と避難誘導の方針〉

- 一般の避難者の島外輸送力の主力は住民の負担を考慮し空路とし、海路は航空機での避難が困難な要配慮者及びその支援者（家族含む）、ペット同行避難を優先する。
- 要配慮者は、個別の状況に応じて空路・海路に振り分けする。
- 船舶が着岸できない場合（目安の波高4m）は、空路のみの輸送となる。（別パターンで整理）

# 島内輸送計画のイメージ（仲筋・水納地区の例）

訓練用

例えば、仲筋・水納地区の住民が、一時集合場所の多良間村コミュニティ施設に5：45に原則徒歩で集合後、多良間空港まで以下のとおりバスで移動、7：45出の航空便で避難する輸送イメージ



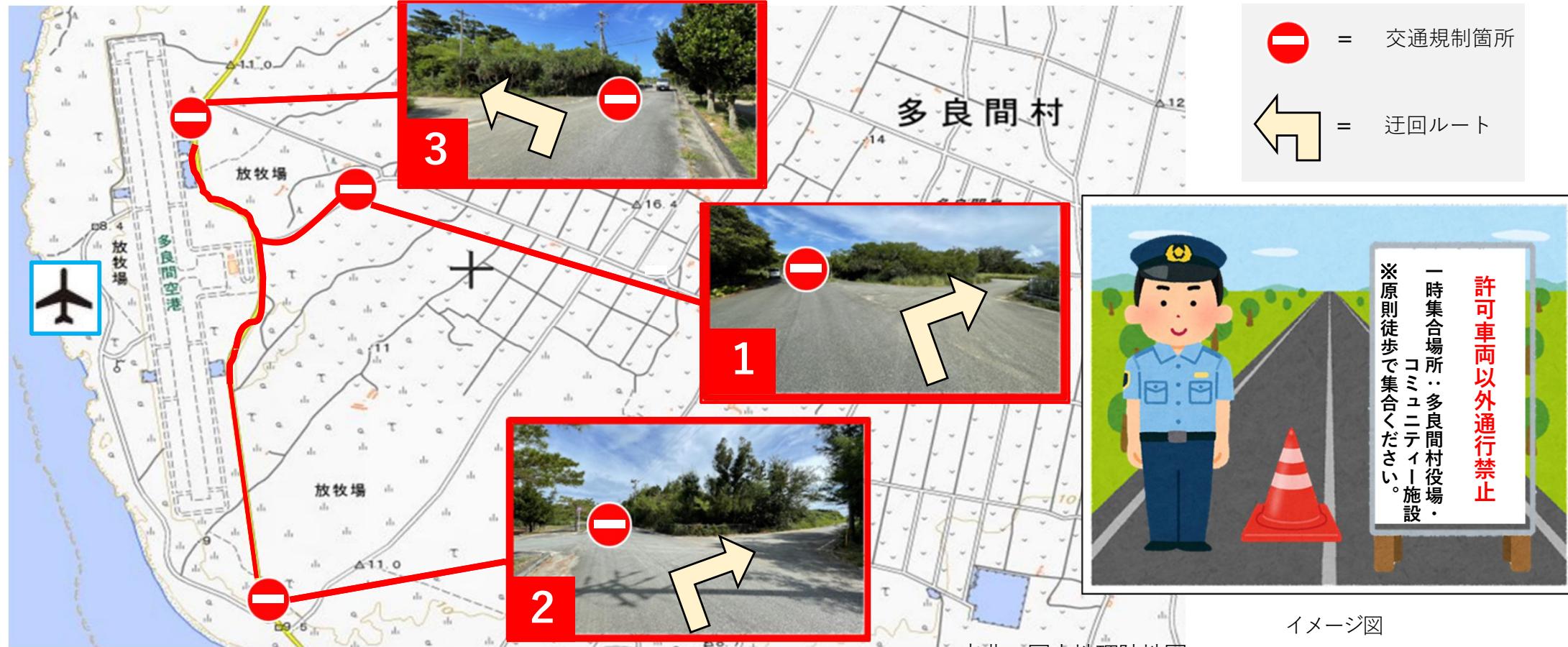
例えば、仲筋・水納地区の住民が、一時集合場所の多良間村役場に6：20に原則徒歩で集合後、普天間港まで以下のとおりバスで移動、8：00出港の船舶で避難する輸送イメージ（普天間港の場合）



# 多良間空港周辺道路の交通規制（案）～空港周辺道路の避難導線の確保～

訓練用

- 空港への避難用マイクロバス及び1BOX車の運行動線等を確保するため、以下のとおり交通規制を実施  
(役場の許可を得ていないマイカー避難者が空港周辺に路上駐車し交通障害となることを懸念)
- 避難用マイクロバス及び村から許可を受けた住民(要配慮者及びその支援者等)以外の車両は、通行不可



- ▶ ロードコーンを使用し、各規制箇所に1名で対応  
→ 交通規制がどのくらいの長時間になるか分からないので、交代要員も含め複数名確保が必要ではないか。
- ▶ 状況によって、警察官が交通規制に対応できない場合は役場職員や消防団での対応也要検討  
→ 警察官の島外からの応援が必要ではないか。役場職員や消防団以外でも協力を仰げないか。
- ▶ 一般車両は規制するが、通行させる車両（バス、福祉車両など）の区分方法について要検討  
→ 臨時の交通許可証の発行をすることも一案

# 前泊港・普天間港周辺道路の交通規制（案）～港周辺道路の避難導線の確保～

訓練用

- 空港への避難用マイクロバス及び1 BOX車の運動線等を確保するため、以下のとおり交通規制を実施  
(役場の許可を得ていないマイカー避難者が空港周辺に路上駐車し交通障害となることを懸念)
- 避難用マイクロバス及び村から許可を受けた住民(要配慮者及びその支援者等)以外の車両は、通行不可

《前泊港》



《普天間港》



※ 各規制場所は、看板・ロードコーン等を活用し原則警察又は消防団等による1名体制

※ 許可を受けていない住民等が来た場合、一時集合場所を案内

出典：国土地理院地図

# 島外・島内輸送計画について (要配慮者)

# 要配慮者：在宅の要配慮者の状況について（更新）

訓練用

多良間村における要配慮者とされる方のうち、身体的・精神的事情により避難誘導にあたって特に「行政の支援が必要な要配慮者」については下表のとおりである。

## 1 在宅の要配慮者の状況（属性別）

	合計	(単位：人)						
		高齢者	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	妊産婦	
行政の支援が必要な要配慮者	12	11	0	0	1	0	0	

## 2 在宅の要配慮者の居住状況（地区別・7分類※）

地域等	世帯	人数	避難単位 (集落名)	世帯	避難単位 別人口	行政の支援 が必要な 要配慮者	独歩 1	独歩 2	護送 1	護送 2	担送 1	担送 2	担送 3
塩川地区	375	732	嶺間	67	146	3	1	1	1	0	0	0	0
			大道	100	180	3	1	0	1	0	1	0	0
			大木	121	255	1	0	1	0	0	0	0	0
			吉川	87	151	1	0	1	0	0	0	0	0
仲筋地区	166	304	土原	38	66	1	1	0	0	0	0	0	0
			天川	48	81	1	0	1	0	0	0	0	0
			津川	48	91	1	0	1	0	0	0	0	0
			宮良	32	66	1	0	0	0	0	1	0	0
水納地区	3	4		3	4	0	0	0	0	0	0	0	0
入域者	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	544	1,070	0	544	1,040	12	3	5	2	0	2	0	0

※要配慮者の健康状態に応じた分類

# 要配慮者の属性等に応じた搬送手段(島内・島外)について

訓練用

代表事例（訓練・検討上の想定）	護送2A	搬送手段
<p>【護送2A】 ⇒80代女性、要介護4、車いす（自走式・レンタル）、酸素療法 世帯状況：ショートステイ入所中。配偶者（80代、健常）及び娘（40代、健常）が自宅在住 ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要。カニューレによる酸素投与 要介護認定：要介護4（障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立）</p>	<p>障害等級：身体障害（呼吸器機能障害）3級 疾病情報：慢性心不全（在宅酸素、服薬管理）、車いすに酸素ボンベ搭載し携行（酸素流量3L/分）</p>	航空機



## ■【想定する必要な配慮、搬送条件】

- 空港にて搭乗用車イスに移乗してもらい、RAC便は飛行機右側の扉にリフトを接続し乗降
- 車イスと酸素ボンベに関し、搭載可能可否確認が事前に必要。また、車いす預入手続きにかかる時間を考慮した避難誘導スケジュール調整が必要。
- 航空会社プライオリティゲストセンターへ搭乗情報登録（診断書、ボンベ仕様書、搭乗者情報）が必要
- ボンベの交換について情報（交換場所、方法等）提供が必要
- 当日、体調不良等で搭乗移動不可となった場合の代替案の用意が必要
- 航空機への搭乗、排泄（オムツ）等の介助支援は、同じ便に搭乗する要配慮者の状態を把握している介護職員で支援実施
- 航空機での座席移動時や緊急脱出時に援助が必要。標準搭乗者数の設定あり
- 宮古空港到着後、鹿児島空港到着までの搬送条件は宮古島市に準ずる

## ■【想定する経路】

- 自宅/ショートステイ → 多良間診療所（救護所）にて健康状態確認後、診断書（航空会社様式）受理 → JHTC（ボンベ仕様書、プライオリティ登録）＊家族にて実施 → 多良間空港 → 宮古空港 → 鹿児島空港

## ■【想定する搬送（輸送）手段】

- 自宅/ショートステイから救護所は車イス用車両（行政支援）（本人、救護所または役場にて待機し、JHTCでの登録関係は、付添家族にて実施）
- 救護所から多良間空港は、付添家族と一緒に車イス用車両にて移動（行政支援）

## ■【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	付添支援者
・娘(+夫)	家族:1名、介護事業所職員1名 ※島外搬送アセット内における付添支援者の配置については別途検討

# 要配慮者の属性等に応じた搬送手段(島内・島外)について

訓練用

代表事例（訓練・検討上の想定）	担送1B	搬送手段
<p>【担送1B】 ⇒90代男性、要介護5、寝たきり、認知症 世帯状況：ショートステイ入所中。息子（70代、健常）が自宅在住。 A D L：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、褥瘡の処置が必要。 要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）</p>	<p>障害等級：精神障害2級（認知症） 疾病情報：認知症</p>	船舶

多良間村



平良港  
(SCU)



## ■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- ・長時間座位を保持できず担架搬送が必要
- ・医療は必須ではないが、日常生活の介護が必要
- ・褥瘡の処置があるため看護師を含む付添者2名以上の同伴が必要
- ・移動中の食事、水分補給について事前調整
- ・フェリーたらまⅢ乗降のためのスクープストレッチャー／布ストレッチャー用意
- ・フェリーたらまⅢ乗船時の部屋を事前に調整確認しておく

## ■ 【想定する経路】

- ・自宅/ショートステイ → 多良間診療所(救護所)にて健康状態確認  
→ JHTC＊同伴家族にて実施 → 前泊港／普天間港 → 平良港  
→ 那覇経由鹿児島へ

## ■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・自宅/ショートステイから救護所 はストレッチャー対応車両(行政支援)  
(本人、救護所または車両内にて待機し、JHTCでの登録関係は、付添家族にて実施)
- ・救護所からフェリー乗り場(港)は、付添と一緒に専用車両にて移動(行政支援)  
車両ごとフェリーに乗船し、宮古島市内でも使用する。
- ・フェリーたらまⅢの移動について、船員に協力を求めることができるか？調整が必要

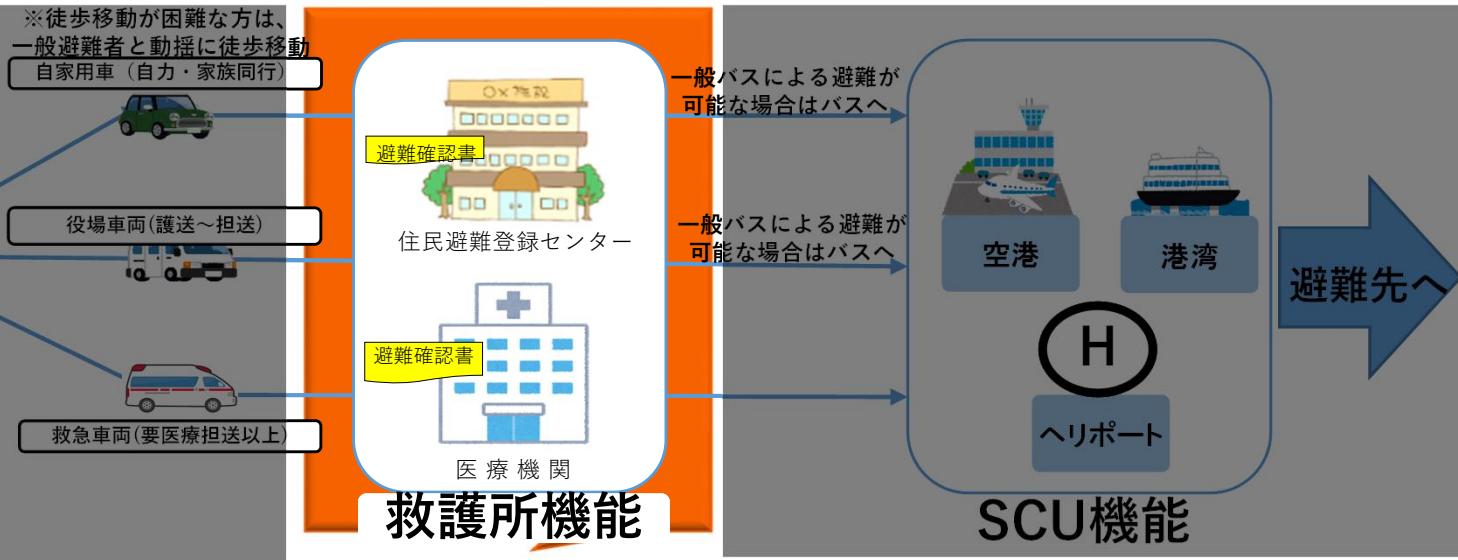
## ■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	付添支援者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族</li> <li>・看護師(平良港以降は宮古島市に準ずる)</li> <li>・介護職員(普段本人の状態を知っている者)</li> </ul>	<p>【多良間村及び宮古島市内搬送】 車両運転及び移動支援:2名(役場職員)</p> <p>※島外搬送アセット内における付添支援者の配置については、別途検討</p>

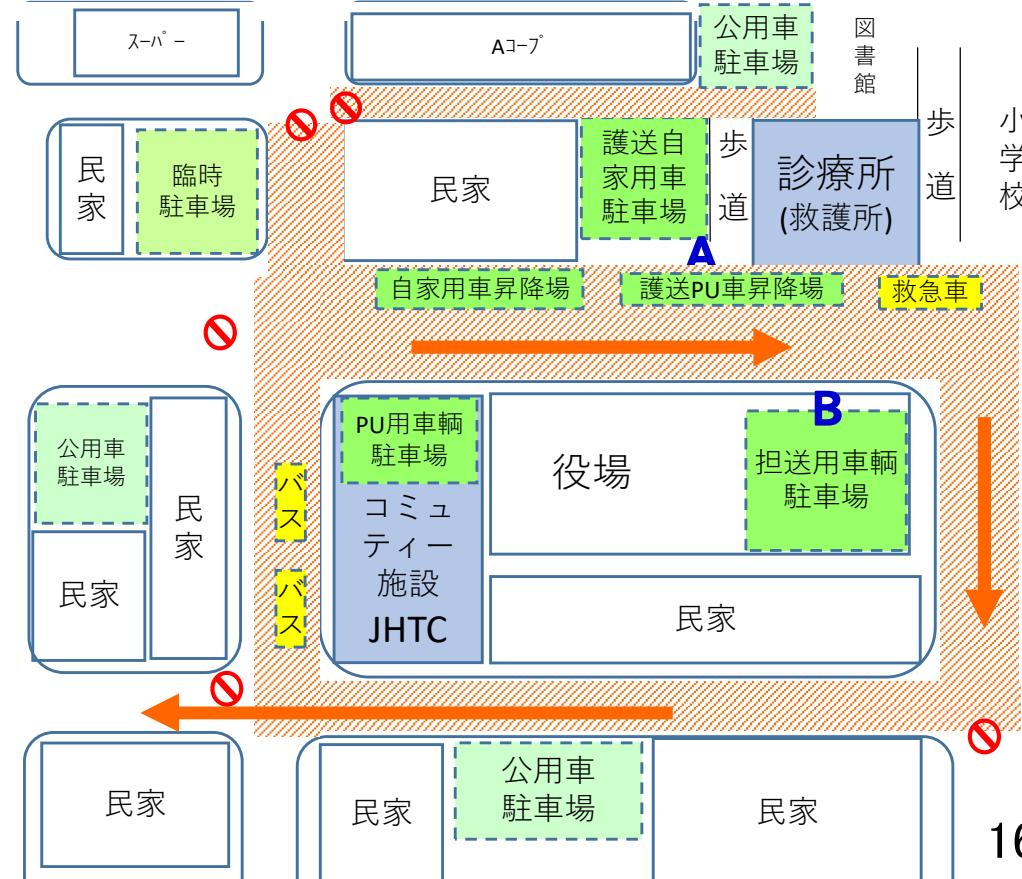
# 在宅要配慮者の避難に係る検討～健康状態確認、避難確認書の交付～

訓練用

## 在宅要配慮者の避難の流れ



- 1.JHTCにて予め情報を登録し**避難確認書**（乗船券、多良間発宮古行・宮古発鹿児島行きチケット情報等）を発行し担当職員にて管理
  - 2.公用車で対象者+付添人をピックアップ(所持品チェック実施)、自家用車利用(護送)は**指定駐車場に駐車**
  - 3.到着を確認した人から**確認書交付 + 所持品チェック**  
A「担送用車両駐車場」到着後待機（車内待機）  
B書類交付済みの護送対象者は診療所内にて待機
  - 4.医師は**確認書で本人確認**を行い**健康状態確認**(Aは車内、Bは診療所)
  - 5.航空機/船舶避難の可否を判断、**診療情報提供書作成**
  - 6.航空機避難(宮古-鹿児島)可能とされた**HOT患者**について**診断書**  
**(航空会社様式)**を作成、他書類合わせて担当職員が役場1階から  
航空会社(e.g.JALフライオリティゲストセンター)へFAXし**搭乗情報登録**  
**※その他機材(輸液、バッテリー等含む)について航空会社へ要確認※**
  - 7.前泊港（普天間港）へ移動
  - 8.乗船 担送は職員4名以上でスクープ/ストレッチャー/バックボート等使用
  - 9.出港
  - 10.平良港到着→宮古空港への移動は宮古島市駐在担当村職員実施  
宮古島市到着後は宮古島市のSCU機能（調整中）を利用



# 在宅要配慮者の避難に係る検討～健康状態確認、維持・管理について～

訓練用

## 在宅要配慮者の避難の流れ



避難手段伝達  
・状況確認



在宅要配慮者  
(またはその家族等)

※徒歩移動が困難な方は、  
一般避難者と動搖に徒歩移動  
自家用車（自力・家族同行）



役場車両（護送～担送）



救急車両（要医療担送以上）



住民避難登録センター



医療機関

**救護所機能**

一般バスによる避難が  
可能な場合はバスへ

一般バスによる避難が  
可能な場合はバスへ



空港 港湾



**SCU機能**



避難先へ

## ○SCU機能について（医療が必要な患者への航空機・船舶搭乗までの対応）

	空港	港湾
避難時において、航空機、船舶への搭乗までの間、継続して医療が必要な患者への対応  航空機または船舶への搭乗が可能な状態であるか等の最終確認  航空機・船舶へ搭乗する前の医療処置	<p>【現在運用中の急患ヘリ搬送時と同様とする】</p> <p>①診療所（救護所）にて医療処置を実施      ②患者情報・状態・処置内容（診療情報提供書）、搬送方法等について<b>診療所から村対策本部へ報告</b>      ③村対策本部から<b>宮古島市対策本部及び宮古空港SCU（調整中）</b>へFAXと電話連絡      ④診療所から搭乗まで継続して医療行為を行う場合、村対策本部から救急車を要請（救急車対応職員召集）  <b>⑤空港での搭乗方法については要検討</b></p> <p><b>要配慮者避難可否対応を診療所(かかりつけ医)にて行うことを想定していることから 診療所にてSCU機能を担う医師・看護師は県本部へ派遣要請</b></p>	<p>【感染症船舶搬送時と同様とする】</p> <p>①診療所（救護所）にて医療処置を実施      ②患者情報・状態・処置内容（診療情報提供書）、搬送方法等について<b>診療所から村対策本部へ報告</b>      ③村対策本部から<b>宮古島市対策本部及び宮古空港SCU（調整中）</b>へFAXと電話連絡      ④診療所から搭乗まで継続して医療行為を行う場合、村対策本部から救急車を要請（救急車対応職員召集）      ⑤出港30分前に移動し乗船</p>
空港・港湾内またはそれまでの移動の間で急きょ体調不良となった避難者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロビー北側（玄関入って左手）または旧手荷物受渡所のスペースを利用</li> <li>・配置する<b>看護師は県本部へ派遣要請</b></li> <li>・必要に応じて、医師のいる救護所(診療所)へ搬送</li> </ul> <p>☆人員：看護師1名、連絡員2名      ☆機材：訪問看護師バック + 公用車</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗船待合所（ターミナル）に設置(空調設備なし)</li> <li>・配置する<b>看護師は県本部へ派遣要請</b></li> <li>・必要に応じて、医師のいる救護所(診療所)へ搬送</li> </ul> <p>☆人員：看護師1名、連絡員2名      ☆機材：訪問看護師バック + 公用車</p>

# 航空機避難に係る避難動線について

# 避難用マイクロバス運行ルート案 (多良間村コミュニティー施設↔多良間空港)

訓練用

- 往路10分、空港での降車時間を5分、復路10分の計25分として計算
- 避難用マイクロバス（1台）及び1BOX車（1台）を活用し、搭乗時間に合わせて2往復する。



※ マイクロバスの運行には運転手1名、添乗1名の職員を配置する。

# 避難用マイクロバス運行ルート案 (多良間村役場↔前泊港)

訓練用

- 往路5分、港での降車時間を5分、復路5分の計15分として計算
- 避難用マイクロバス（1台）及び1BOX車（1台）、出発時間の1時間前に港に到着



※ マイクロバスの運行には運転手1名、添乗1名の職員を配置する。

# 避難用マイクロバス運行ルート案 (多良間村役場↔普天間港)

訓練用

- 往路10分、港での降車時間を5分、復路10分の計25分として計算
- 避難用マイクロバス（1台）及び1BOX車（1台）、出発時間の1時間前に港に到着



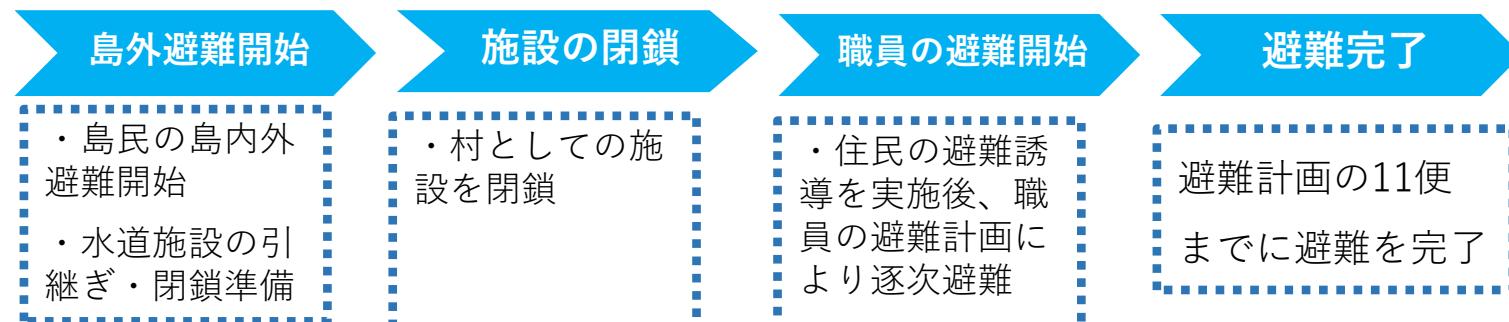
※ マイクロバスの運行には運転手1名、添乗1名の職員を配置する。

# ライフラインの確保・維持について

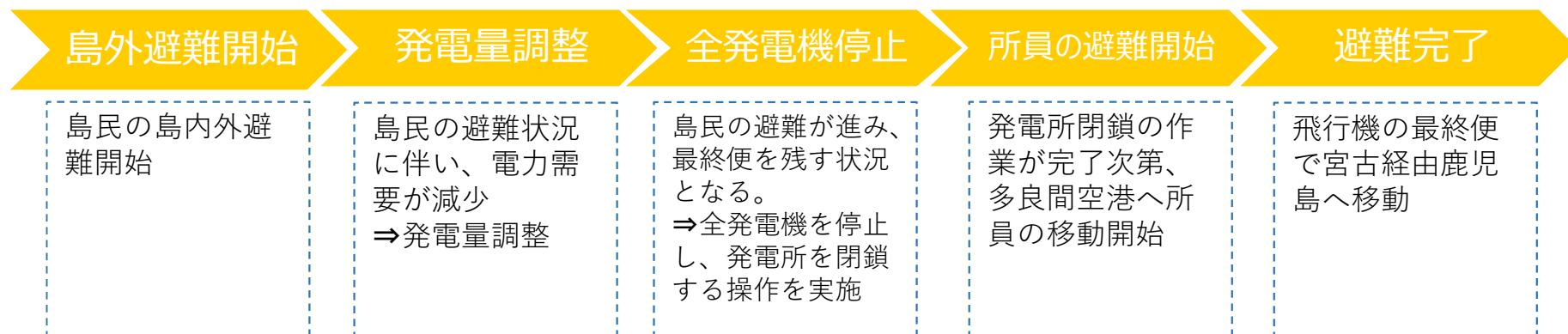
○ 多良間村民福祉課（水道）の体制について

多良間村民福祉課は、課長以下9名で、国保・保険・戸籍・保育・福祉及び水道行政を実施。簡易水道事業は、実質1名で担当しており、災害時には課を上げて対応

○ 避難完了までの流れ ※ 水道施設の閉鎖、住民の避難誘導を実施後、職員の避難計画により避難。



○ 多良間電業所における避難完了までの流れについて



※全島民避難が前提のため、原則、供給支障事故の復旧作業、個別停電の故障対応は行わない。

※本資料は沖縄県国民避難訓練における一つの当社対応を想定したものであり、確定したものではない。

## 職員等配置について

# 住民避難に係る職員等配置（案）

～通常の職員数・対策本部の編成～

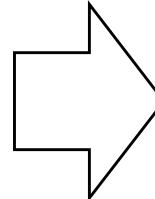
訓練用

## 職員配置の方針

- ▶ 村国民保護計画の各班の役割に基づき、各所に職員を配置
- ▶ 消防団員や駐在員（警察官）は、島外からの応援が必要となるため、不足する人員を試算し、関係機関との調整が必要
- ▶ 避難の初期段階、最終段階に分け、配置数を試算

令和7年12月現在

多良間村職員数	
総務財政課	1 1
住民福祉課 (保育所を含む。)	1 7 (7)
観光振興課	3
税務会計課	5
産業経済課	1 4
土木建設課	8
空港管理課	6
議会事務局	2
教育委員会 (幼稚園を含む。)	2 3 (3)
農業委員会	2
合 計	1 0 1



村国民保護対策本部	
対策本部長	村長
対策本部副本部長	副村長
総務対策班	1 1
福祉保健対策班	2 4
産業対策班	1 4
教育対策班	2 6

## 《その他関係者》

- ・消防団：25名（うち、13名役場職員）
- ・警察官：1名
- ・沖縄電力：7名
- ・農業協同組合：11名（うち、ガス係2名）
- ・JALカイアホー沖縄多良間空港所：9名
- ・宮古ビル管理：5名（空港保安検査）

※ 会計年度任用職員含む。

# 住民避難に係る職員等配置（案）

～初期配置案～

訓練用

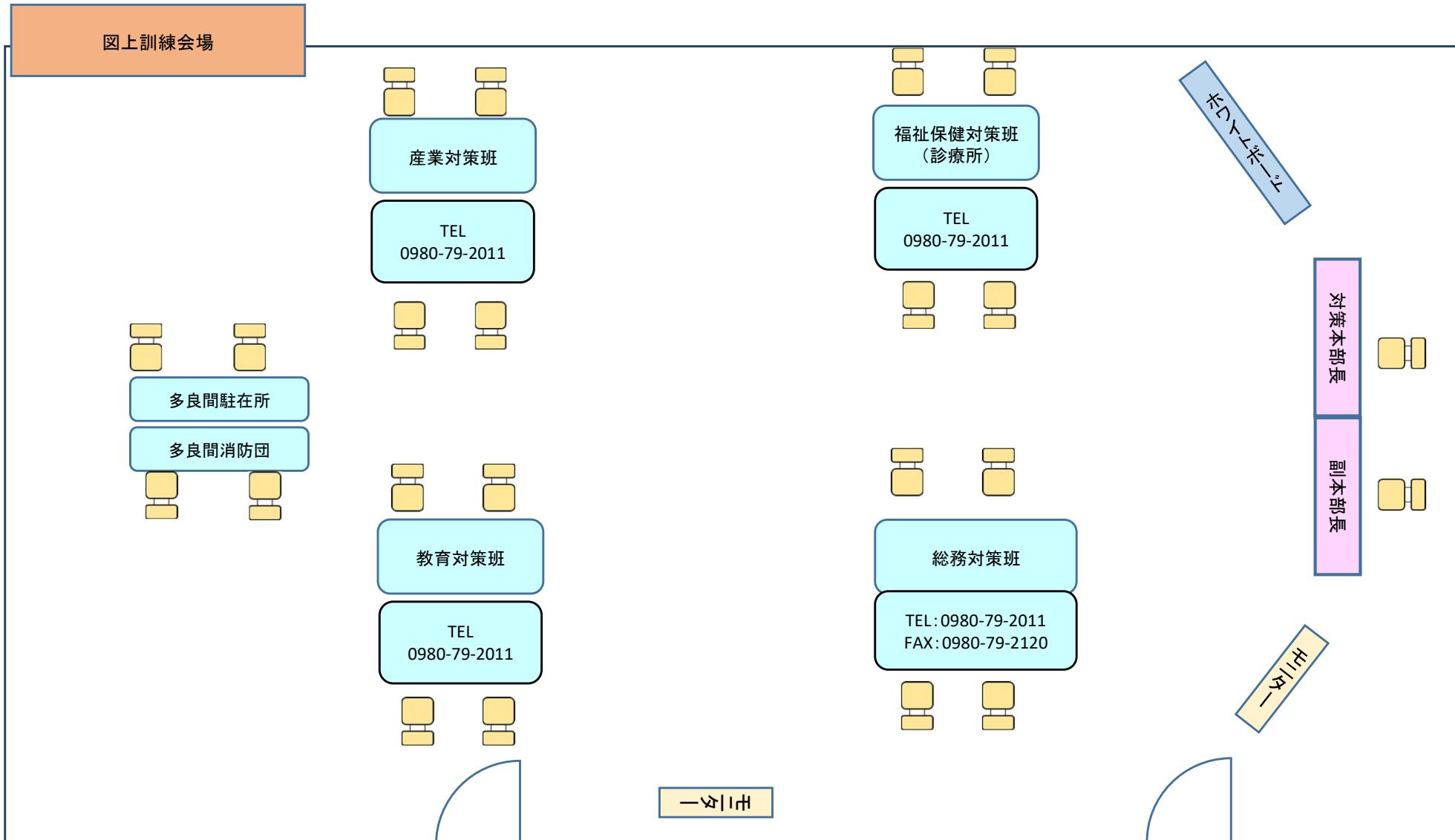
	場所	役場職員	その他職員	消防団	県警察	他機関	
役場対策本部	役場会議室	15		2			
多良間村コミュニティー施設		10	4	2			一時集合場所（航空機）
多良間村役場		5	2	2			一時集合場所（船舶）
前泊港or普天間港		4					※どちらか1力所 役場職員は船舶避難者と一緒に乗船
多良間空港		6 (3)					誘導員（空港職員）
交通規制箇所		3		2			空港3箇所、港2箇所
バス運転		4		4			
要配慮者対応		16					要配慮者の避難に係わる調整・支援
広報車		1		1			広報車による広報
合計		67	6	12			

	場所	役場職員	その他職員	他機関	備考
経由地役所	宮古島市役所	5			対策本部との連絡調整
経由地空港	宮古空港	5			航空機への誘導等
経由地港	平良港	(3)	(港配置の職員で対応)		船舶受入れ・船舶への誘導等 (前泊港or普天間港の職員)
経由地避難施設	マティダ市民劇場	(3)	(港配置の職員で対応)		宮古島市内待機所 (前泊港or普天間港の職員)
避難先役所	九州	5			対策本部との連絡調整
避難先空港	九州	5			バスへの誘導等
避難先港	九州	(3)	(港配置の職員で対応)		船舶受入れ・バスへの誘導等 (前泊港or普天間港の職員)
避難施設	九州	10			
合計		34			

※ 避難先役所及び避難先空港：避難開始前に配置を検討

# 多良間村国民保護対策本部（本部レイアウト）

訓練用



# 武力攻撃予測事態に係る島内残留可能性数（試算）

訓練用

## 関係機関の職員数（平時）

R7年12月現在

	役場職員	消防団員	空港職員	JAL効仁ア	宮古ビル	多良間駐在所	医療関係者	公民館関係者	水道管理	電力関係者	給油所関係者	船舶関係者	運輸関係者	畜産関係者	JA関係者	合計
多良間村	101	12	(3)	9	5	1	2	8	(1)	7	1	1	1	75	11	238

※消防団員、25名中役場職員13名  
※水道管理は、役場職員を兼ねる。  
※空港職員は、役場職員を兼ねる。  
※JALスカイは、実員  
※宮古ビル管理は、保安検査員  
※駐在員は、現員  
※医療関係者は、医者及び看護師数

※公民館関係者は、各区公民館数  
※電力関係者は、実員  
※給油所関係者は、会社数  
※船舶関係者は、船会社数（多良間海運）  
※運輸関係者は、会社数  
※畜産関係者は、畜産農家数（牛農家）  
※JA関係者は、職員数

## 【多良間村】武力攻撃予測事態に係る島内残留可能性数（試算）～避難初期段階～

### 国民保護に係る試算（有事に係る島内残留可能者数）

R7年12月現在

	役場職員	消防団員	空港職員	JAL効仁ア	宮古ビル	多良間駐在所	医療関係者	公民館関係者	水道管理	電力関係者	給油所関係者	船舶関係者	運輸関係者	畜産関係者	JA関係者	合計
多良間村	35	6	(3)	9	5	—	2		(1)	7		1	1			70

## 【多良間村】武力攻撃予測事態に係る島内残留可能性数（試算）～避難最終段階～

### 国民保護に係る試算（有事に係る島内残留可能者数）

R7年12月現在

	役場職員	消防団員	空港職員	JAL効仁ア	宮古ビル	多良間駐在所	医療関係者	公民館関係者	水道管理	電力関係者	給油所関係者	船舶関係者	運輸関係者	畜産関係者	JA関係者	合計
多良間村	25	(10)	(3)	5	2	—			(1)			1	1			48

※避難の最終段階における職員等の避難：28名

## ペット・家畜等について

# ペットの取扱いについて

訓練用

## 現状・課題

- 多良間村国民保護計画等にペットの避難についての記載はなし。
- 自然災害においては、環境省がガイドラインを出しており、同行避難を基本的な考え方としている。
- 他方、主な島外避難の手段である航空機では同行避難不可  
(※最大運航することを目的に貨物室は使用しないことを想定しているため)

## 現在の対応案

### ⇒ 宮古島市までは同行避難を検討

【参考：住民との意見交換におけるご意見】

- ・ペットも家族の一員であるため、置いて避難できないという人もいると思う。
- ・受け入れ先にもこのような議論を行っていることを発信し、受け入れてもらえる環境整備を促進して欲しい。

## 村内の飼育状況

犬：57頭（狂犬病予防接種総登録総数(R7.6/3時点)）

猫：約110頭

## 検討課題等

### ①ペット同行避難を行う場合の取扱いの検討が必要

- ※環境省の自然災害時の同行避難ガイドラインの取扱いを念頭に整理する。
- ※同行避難を認めるペットの範囲を引き続き整理する。
- ※ケージに入れての避難や飼い主の明示、感染症対策などの一定の基準を整理する。

### ②ペット同行避難を前提とした受け入れの準備について、避難先の自治体と調整が必要。

### ③住民避難を最優先としつつ、事態発生時や平時ににおける飼い主への周知方法をどうするか。

- ※防災無線、SNS等により呼びかけるとともに、関係団体等への通知、パンフレットの作成・配布を行う。（右図のような環境省作成のパンフレット等を参考にして国民保護版のパンフレットを作成し配布することも一案）

## ペットを飼っている皆さんへ

### - 災害時のペットとの同行避難について -

災害時、あなたとあなたの大好きなペットを守るために、  
いま、できることを考えましょう



## 飼い主がいま、やるべきことは？

- ワクチン接種や寄生虫の駆除など、健康面のチェックを
- 最低限のしつけや、ケージに慣らす訓練、マイクロチップなどによる所有明示を
- 住宅の災害対策や、フード、トイレシートなどのペットの避難セットの準備を
- ペットの受け入れ対応を含め、事前に避難場所の確認を



## もし被災してしまったら？

- 災害時にはペットを落ち着かせ、迷子にさせないよう注意して、ペットとともに同行避難を

## 自治体の避難指示等には従う必要があります

ペットが理由で避難しないことは、自分の安全を脅かすことにつながりますので、ペットと一緒に同行避難をしましょう

### メモ

同行避難とは、避難所までの避難行動（行為）のことをいいます  
避難所で、ペットと人が同じスペースで過ごすことなどの（同伴避難）を指すものではありません



詳しくは、「災害、あなたとペットは大丈夫？」人とペットの災害対策ガイドライン（一般飼い主編）をご覧ください。



令和2年5月発行

## 村内飼養状況（R6沖縄県畜産統計参照）

- ・牛の農家数：75戸
- ・総頭数：2,620頭
- ・豚の農家数：2戸
- ・総頭数：81頭

- ・鶏の農家数：4戸
- ・総頭数：80頭
- ・山羊の農家数：86戸
- ・総頭数：585頭

## 現在の対応案

☞国・県の家畜の取り扱いに関する基本的な考え方を踏まえ、課題を整理し、対応を検討する。

- ・放牧してはどうか。（与那国町住民からの意見）

→ 東日本大震災の時は、住民避難を最優先として家畜の避難先の検討などは時間的に行えなかった。その結果、放れ畜が生じ、救急車両と交通事故を起こすなどの二次的な被害が生じている。

### 【畜産部会等と意見交換】

- ・小規模農家の牛は大規模農家で飼養管理してはどうか。
- ・大規模農家以外にセリ市場・山口畜産の牛舎は使用できないか。
- ・牛を他の牛舎に移動させる場合は病気等の感染問題があり放牧形態でないと厳しいのではないか。
- ・人工授精、去勢などの問題もある。
- ・草地の刈取機等の燃料、化学肥料、濃厚飼料が足りなくなる。その運搬方法をどうするか。

## 検討課題等

- ① 住民避難を最優先としつつ、事態発生時や平時における畜産農家への周知方法をどうするか。  
※防災無線、SNS等により呼びかけるとともに、関係団体等への通知、農家向けパンフレットの作成・配布を行う。
- ② 東日本大震災の福島県の例を踏まえると、放れ畜防止の観点が重要であるが、放牧する場合、放牧場敷地外への侵入を防止できるか。  
※ 国及び県の検討状況を注視し、引き続き関係者と調整を図る。
- ③一般的に豚や鶏は、衛生的な観点から別の農場に緊急に移動することのハードルは高いが、移動や受入れの余地はあるか。  
(例：豚コレラや鳥インフルエンザ)
- ④島内輸送を行う能力があるか。